



2022年 9月 1日
第36号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助川 一実
編集 情宣 担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>




横地申
第2号

職場で発生しているあらゆる不当労働行為を撲滅し、誰もが安全で安心して働ける風通しの良い職場を構築する申し入れ 団体交渉を行う！

横浜地本は9月1日に表題の団体交渉を行いました。これは横浜地本第27回定期大会の発言において、鎌倉車両センターの現場長が、JR東労組役員に対して、分会掲示板に貼った地本情報第174号・第175号の内容について抗議を行ったことが、不当労働行為にあたるため、申し入れを行い、交渉したものです。

1. 鎌倉車両センターの現場長が、発行元であるJR東労組横浜地本に連絡もせず、JR東労組役員に対して組合掲示板の内容に対し合計5回に渡り抗議したことは、組合活動の委縮を目的とした「支配介入」であり、不当労働行為であるため、今後行わないよう指導・是正すること。

<会社回答> 会社は、従来より、組合加入の有無、所属組合による差別をしたことはなく、労働組合の運動方針や活動に介入するものではない。

組合側	会社回答要旨
<p>鎌倉車両センターの現場長がとった行動について調査結果を示すこと。</p> 	<p>① 4月2日(土) 7:12~約8分 返子派出にて 現場長→役員Aさん 地本情報第174号に対して「会社擁立候補」は事実と異なる。社員間のトラブルを心配して「協約の取扱いを理解しているか」を確認した。</p> <p>② 4月5日(火) 7:40~約10分 所長室にて 現場長→役員Bさん 地本情報第174号・第175号に対して「情報を誰が書いたのか」「使用者が擁立した候補とは誰か」「事実に基づいているのか」「協約について理解しているか」を確認した。</p> <p>③ 4月8日(金) 7:35~ スタッフルームにて 現場長→役員Bさん 「掲示が変わっている」「掲示責任者は、分会長(Bさん)ですよね」と確認した。</p> <p>④ 4月12日(火) 喫煙所にて 現場長→役員Bさん 「協約に対して則って掲示しているか」確認した。</p> <p>⑤ 4月27日(水) 現場長→役員Bさん 地本情報186号で「誹謗中傷だ、職場規律を乱している」という部分が事実と異なるため、会話をを行った。</p>
<p>情報の中身を問題として何度も「分かってますか!?!」「知ってますよね!?!」と言うことは問題ではないか。</p>	<p>責めるような言い方があったことは、主張として受け止める。労働協約は現場長も掲出責任者も相互に知っていなければならない問題。組合掲示板の情報内容に踏み込んでいると指摘されたが、自職場のことで、職場規律の面から、様々な社員が見る中で疑義が生じないようにする必要がある。</p>
<p>掲示を「剥がせ」という受け止めにしか捉えられない! 圧力だ!</p>	<p>掲示の判断は組合が行うことだ。現場長は職場秩序を守るため、掲示について事実と異なるので再考を求めたが、結果として組合側は剥がしていない。</p>
<p>現場長が5回抗議したことは、組合活動の委縮や精神的な追い詰めにつながる「支配介入」の行為である!</p>	<p>会社は現場長が「抗議」をした認識はなく「必要な話をした」認識である。支配介入にはあたらないと考える。介入の判断をするのはこの場ではない。組合を弱体化させる意図はなく、時間も配慮して業務前に話をした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 回数を含め異常性があり、組合活動の委縮を目的とした組織への介入である! 結果として役員が苦痛に感じて体調を崩した。パワーハラスメントだ! 	<p>回答書の通りである。介入はあってはならないことだ。協約に基づいた掲出責任者と、必要な話をすることはある。</p> <p>会社としては、本事象は厚生労働省の指針の3要素に照らし合わせ、客観的に見てパワーハラスメントと認識していない。</p>

確認事項

- ・ 掲示物で再考が必要なものがあれば、**平和裡に地本一支社間で解決を図っていく。**
- ・ 労働組合の**運動や運営に対してとやかく踏み込むことはない。**
- ・ **プレッシャーと感じないようなコミュニケーションをとっていく。**

会社から圧力を感じることはありませんか? 問題があれば報・連・相!